

## 届出対象行為

市内において、建築物や工作物の新築、増改築等をする場合で、下表に該当するものは、届出対象行為となる。

景観類型	届出対象行為(建築物)
<ul style="list-style-type: none"> <li>湖岸景観ゾーン</li> <li>中山道軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築もしくは移転</li> <li>・床面積が10㎡を超えるとき</li> <li>・行為後の高さが5mを超えるとき</li> <li>○外観の模様替え又は色彩の変更</li> <li>・行為部分が10㎡を超えるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積10㎡を超えるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道景観軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築もしくは移転</li> <li>・床面積が10㎡を超えるとき</li> <li>・行為後の高さが5mを超えるとき</li> <li>○外観の模様替え又は色彩の変更</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積50㎡を超えるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観ゾーン</li> <li>河川景観軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築もしくは移転</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき</li> <li>○外観の模様替え又は色彩の変更</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積50㎡を超えるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中心商業地ゾーン</li> <li>一般市街地ゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築もしくは移転</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき</li> <li>○外観の模様替え又は色彩の変更</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積300㎡を超えるとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工業地ゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築、増築、改築もしくは移転</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超えるとき</li> <li>○外観の模様替え又は色彩の変更</li> <li>・高さが13m以上もしくは4階建て以上のもの、又は、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物で行為部分が総外壁面積の1/2を超えるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・建築物の屋根、壁面等に設置するもので、モジュール面積1,000㎡を超えるとき</li> </ul>
備考	上記行為は、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。

モジュール面積・・・太陽光発電設備等のパネル部分の面積

景観類型	届出対象行為(工作物等)
・湖岸景観ゾーン ・中山道軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の新設、増築、改築もしくは移転</li> <li>・行為後の高さが5mを超えるとき</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが5mを越えるとき</li> <li>・垣、柵、塀、擁壁の類の場合は、高さ1.5m又は長さ10mを超えるとき</li> <li>○木竹の伐採</li> <li>・高さが5mを超えるとき</li> <li>○屋外における物件の堆積</li> <li>・高さが1.5mまたは面積100㎡を超え、31日間以上にわたって集積又は貯蔵をするとき</li> <li>○機械式駐車場の設置</li> <li>・地上段数が2以上になるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき</li> </ul>
・沿道景観軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の新設、増築、改築もしくは移転</li> <li>・行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>○機械式駐車場の設置</li> <li>・地上段数が2以上になるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき</li> </ul>
・田園景観ゾーン ・河川景観軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の新設、増築、改築もしくは移転</li> <li>・行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>○機械式駐車場の設置</li> <li>・地上段数が2以上になるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が50㎡を超えるとき</li> </ul>
・中心商業地ゾーン ・一般市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の新設、増築、改築もしくは移転</li> <li>・行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>○機械式駐車場の設置</li> <li>・地上段数が2以上になるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が300㎡を超えるとき</li> </ul>
・工業地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の新設、増築、改築もしくは移転</li> <li>・行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>・鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、行為後の高さが13m以上になるとき</li> <li>○機械式駐車場の設置</li> <li>・地上段数が2以上になるとき</li> <li>○太陽光発電設備等の設置</li> <li>・地上から上端までの高さが5mを超えるとき、またはモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるとき</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記行為は、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。</li> <li>・沿道景観軸、田園景観ゾーン、河川景観軸、一般市街地ゾーン、工業地ゾーンにおいては、高さ15m以下の電線・電柱は届出対象外となる。</li> </ul>

※ 特定届出対象行為は、その色彩が守山市景観計画に定めている色彩基準(変更命令基準)に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定に基づき市長は変更等を命ずることができることになっている。